（登録の申請）

第二十二条　不動産鑑定士の登録を受けようとする者（以下この章において「登録申請者」という。）は、別記様式第五の登録申請書に次に掲げる書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十六条第二号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

四　法第十六条第三号及び第七号の規定に該当しない旨を誓約する書面

五　公務員又は公務員であつた者にあつては法第十六条第四号に該当しない旨の同号に規定する処分をする権限を有する行政機関の証明書、その他の者にあつては公務員でない旨及び公務員でなかつた旨を誓約する書面

2　（略）

3　国土交通大臣は、登録申請者に対し、第一項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

（登録の消除）

第二十六条　国土交通大臣は、法第二十条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定により不動産鑑定士の登録を消除したときは、その登録の消除に係る不動産鑑定士であつた者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。

2　（略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第十四条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体） **第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　（略） 二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ハ　（略） ニ　精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体） **第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　（略） 二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ　禁錮（一）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ハ　（略） （新設）